

標準都道府県議会委員会条例新旧対照表

現行	改正後
(委員長及び副委員長がともにないときの互選)	(委員長及び副委員長がともにないときの互選)
<p>第七条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p>	<p>第七条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所 <u>(第十二条の二第二項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第二十一条第二項において同じ。)</u> を定めて、委員長の互選を行わせる。</p>
2 略	2 略
	<u>(出席の特例)</u>
(新設)	<p>第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(次項において「オンラインによる方法」という。)によつて、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。</p> <p>一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p> <p>二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p>
	<p>2 前項の規定によりオンラインによる方法によつて発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。</p>
	【参考例】(開会の特例)
	<p>第十二条の二 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。</p> <p>一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p>

	二 <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>
	2 <u>前項の規定により委員会が開会される場合において、委員は、当該委員会でオンラインによる方法によつて発言その他の行為をするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>
	3 <u>第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法によつて発言その他の行為をする議員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u>
<u>(傍聴の取扱い)</u>	<u>(委員会の公開の原則)</u>
第十六条 <u>委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u>	第十六条 <u>委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。</u>
2 <u>委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(秘密会)</u>	
第十七条 <u>委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</u>	第十七条 <u>削除</u>
<u>(秩序保持に関する措置)</u>	<u>(秩序保持に関する措置)</u>
第二十条 略	第二十条 略
2・3 略	2・3 略
<u>(新設)</u>	4 <u>委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u>
<u>(意見を述べようとする者の申出)</u>	<u>(意見を述べようとする者の申出)</u>
第二十二条 <u>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</u>	第二十二条 <u>公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</u>
<u>(新設)</u>	2 <u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十六条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u>
<u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u>	<u>(代理人又は文書等による意見の陳述)</u>
第二十六条 <u>公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この</u>	第二十六条 <u>公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができな</u>

限りでない。	い。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
(記録)	(記録)
第二十七条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。	第二十七条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。
2 略	2 略
	<u>3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</u>